

## 沖縄県個人情報保護審査会答申第80号 概要

①件名	「沖縄県税務事務トータルシステムに係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」に係る第三者点検について
②実施機関	沖縄県知事（総務部税務課）
③諮問理由	特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定に該当
④諮問年月日	令和元年7月5日（沖縄県諮問総第1号）
⑤答申年月日	令和元年8月9日
⑥答申内容	<p>○ 審査会の結論</p> <p>沖縄県税務事務トータルシステムに係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（以下「評価書」という。）については、個人情報保護委員会が制定した特定個人情報保護評価指針（以下「指針」という。）第10の1(2)に定める審査の観点に基づき、適合性及び妥当性を点検した結果、適切であると認められる。</p> <p>○ 審査会の判断理由（概要）</p> <p>(1) 適合性について</p> <p>指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しており、適切であると認められる。</p> <p>(2) 妥当性について</p> <p>総務部税務課は、特定個人情報保護評価の対象となる沖縄県税務事務トータルシステムに関する事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができることから適切である。</p> <p>(3) 重要事項の変更について</p> <p>委託事項4（滞納整理支援システム保守業務委託）については、保守業務委託を追加する内容となっているが、沖縄県滞納整理支援システム開発業務調達仕様書の内容を確認すると、漏えい等のリスク増加が懸念されるような内容にはなっておらず、妥当性が認められる。</p> <p>リスク対策として、滞納整理支援システムは統合宛名システムとは接続しない仕組みを構築し、リスク軽減措置を講じていると認められる。</p> <p>(4) 審査会の意見について</p> <p>評価書については、前記のとおり特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、リスクを軽減するための適切な措置を講じていると認められる。</p> <p>今後においても、特定個人情報を扱う委託先を含めた従業者に対する適切かつ十分なセキュリティ教育・訓練を定期的実施し、情報セキュリティの遵守に万全を期するよう要望する。</p>